

### 第3 給食センター事業者検討委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 民間資金の活用等による公共施設等の整備の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下、「法」という。）に基づき、福岡市第3給食センター整備運営事業（以下、「事業」という。）を実施するにあたり、専門的かつ客観的な視点から事業者提案等に対する参考意見の聴取を行うため、「第3給食センター事業者検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に係る参考意見を述べる。

- (1) 実施方針に関すること。
- (2) 特定事業の選定に関すること。
- (3) 事業者募集要項及び事業者選定基準に関すること。
- (4) 事業者及び事業提案書に関すること。
- (5) その他事業の推進に関し必要な事項に関すること。

#### (委員)

第3条 委員会は、次に掲げる8人の委員をもって構成し、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校給食関係者
- (4) 教育委員会事務局の職員

2 委員は、所掌事項における事業者と特別の利害関係を有してはならず、委員会の公平性・公正性を損なってはならない。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が法7条の規定により選定した特定事業に係る事業契約を締結した日までとする。

#### (組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は委員会を代表し、委員会を主宰する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

#### (守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

#### (意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は，教育委員会教育支援部給食運営課において行う。

(実施の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関して必要な事項は，委員長が委員会の意見を聴いて別に定める。

附 則

この要綱は，平成29年9月25日から実施する。